

『R5年度税制改正法人税（3） 研究開発税制拡充へ見直し』

イノベーションの源泉である研究開発投資は「成長と分配の好循環」に極めて重要であるとの観点から、投資へのインセンティブが一層強化される。一般型の控除率カーブでは試験研究費の増加率に応じたメリットをさらに高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリある見直しを行う。

一般試験研究費の額に係る税額控除制度において、控除率を次の通り見直し、その下限を1%に引き下げた上、上限を14%とする特例の適用期限を3年延長する。○増減試験研究費割合>12%:11.5%+(増減試験研究費割合-12%)×0.375 ○増減試験研究費割合≤12%:11.5%-(12%-増減試験研究費割合)×0.25



また、増減試験研究費割合に応じて控除上限を変動させるしくみを導入。上限に達した企業でもインセンティブが働くことになる。増減試験研究費割合が4%を超える部分1%あたり当期法人税額の0.625%(上限:法人税額の5%)を加算し、増減試験研究費割合が△4%を下回る部分1%あたり当期の法人税額の0.625%(上限:同上)を減算する特例を設ける。

コロナ前と比較して売上が2%以上減少しながらも試験研究費を増加させている場合の控除税額の上乗せ特例は廃止される。

『雇用者増はほとんど非正規社員 令和4年平均の労働力調査結果』

総務省が発表した令和4年平均の「労働力調査」によると、役員を除く雇用者は5,689万人で27万人増加したことがわかった。このうち、正規の職員・従業員は3,588万人で対前年比1万人増加、これで8年連続の増加となる。一方で、非正規の職員・従業員は2,101万人となり、対前年比26万人の増加となった。2年連続で減少していた非正規の職員等は増加に転じた。令和4年に増加した27万人の雇用者のうち、そのほとんどが非正規職員ということになる。

非正規の職員・従業員が現在の雇用形態を選択した理由としては、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が679万人となり、対前年比22万人増となった。「家計の補助・学費等を得たいから」は389万人で同2万人の増、「正規の職員・従業員の仕事がないから」は210万人で同6万人の減となった。

年齢別に見ると、男性の非正規の職員・従業員が最も多い年齢階級は65歳以上、女性は45～54歳が最多となった。10年前には65歳以上の就労者の68.8%が非正規職員・従業員だったが、令和4年では76.4%となっている。一方、55～64歳については、44.6%と10年前より非正規率が微減している。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com